

2 教育支援

入学に関する情報は、入学説明会の案内・口座振替の案内・就学援助制度、学校共通の案内文等を現在中国語・ポルトガル語・スペイン語で翻訳を作成して窓口・学校で対応しています。保護者が日本での教育の重要性を理解し、外国人児童生徒が就学できるようにするためにも、こうした、保護者への母語による情報提供も充実させる必要があります。

外国人市民の子どもたちは、保護者の事情で、日本で生活を始めており、将来、どの国に生活の基盤を置くかははっきりしていません。日本語だけを教えていれば学力がつくというわけではなく、日本語で学べる子どもを育てる必要があります。これは、家庭の事情で、海外で教育を受けることとなったいわゆる帰国児童生徒も同様です。現状では、国は外国人に子どもを就学させる義務がないため、就学年齢の児童生徒であっても、教育を受けているかを制度的に把握するのが難しい状況です。しかし、現状と今後の日本での生活を考慮すると教育を受ける機会の保障が求められています。

現在就学している児童生徒については、不登校などが発生した場合は、家庭訪問などほかの児童生徒と同様に指導しています。学校のみならず将来の自立の方向を見据えながら、将来に夢の持てる教育支援をしていく必要があります。

出身国や日本に来た事情が異なり、日本で生活を始めた年齢も多様な外国人児童生徒の就学希望があるので、発達段階や日本語能力など子どもの実情に合わせて、母語の話せる日本語指導員を各学校に派遣して母語による支援をする必要があります。場合により取り出して集中的に学習するなど、学校生活自体に子どもがなじめるようにする必要があります。しかし、実施にあたっては、通常の教科にもついていけるよう、配慮する必要があります。学年通信や個別の連絡文書は、必要に応じた多言語での作成が求められており、支援する人材の確保を含め対応が必要となっています。

平成 22 年度大府市学校教育の指針には、「(6) 異なる文化を理解し尊重し合う態度を育む国際理解教育」と掲げられており、「①中学校の英語科学習、小学校の外国語活動を支援するため、9 名の ALT* を全小中学校に派遣し、英語によるコミュニケーション能力を高める。」「②中学生海外派遣事業によるポर्टフィリップ市との交流を通し、国際理解を深める。」「③小学校の外国語活動については、石ヶ瀬小学校を拠点として、更に研究を進め、ALT との連携による活動を充実させる。」の 3 つが挙げられています。

* ALT

Assistant Language Teacher の略。学校で外国語授業の補助を行う外国語指導助手のこと。

(5) 外国人市民の子どもたちの成長を支援する教育

小中学校の入学や学校生活及び就学援助制度、その他日本の学校制度全般について、入学の前段階から外国人市民が有効に活用できるよう、多言語で周知していきます。

日本語による学習の効果を高めるために、正規の課程内での対応のほかに、ボランティア団体と連携した学習支援や母語による学習サポートなど課外での補習を行います。帰国児童生徒についても、同様の配慮をします。

親と子との間、保護者と学校と間のコミュニケーションの食い違いなどの課題への対応については、学校のみに対応を委ねるのではなく NPO、NGO、自治会、企業等、地域ぐるみの取組を促進します。

学校に通っていない、または学校に通えない不就学の子どもの実態を把握した上で、外国人市民の子どもが未来への希望を持ち、その力を日本の地域社会においても最大限発揮できるような教育環境の整備を行い、不就学の子どもに対する取組を実施します。

新就学（新小学校 1 年）の児童については就学意思の確認に努め、就学時健康診断の受診がない場合は、文書の送付・家庭訪問を実施するなど、個々の状況を把握し、就学を促します。

① 就学情報の提供

- ア 就学情報の多言語情報提供
学校入学時の就学案内や就学援助制度を、多言語により情報提供します。
- イ ネットワークの構築による多言語の通訳翻訳者の確保
使用者が多い言語のみならず、少数の言語についても、在住の外国人市民、近隣自治体とネットワークを築き、支援体制を強化します。
- ウ 不就学児童生徒の把握
多岐な方法で不就学児童の現状を把握し、文書の送付・家庭訪問を実施するなど、個々の状況を把握し、就学を促していきます。
- エ 母語による保護者に対する情報提供
日本の学校制度自体を保護者に理解が可能なよう母語により情報提供し、就学を促します。

② 学習支援

- ア 日本語による学力を高めるための支援
取り出し授業*・入り込み授業*のみならず、学力を向上できるよう日本語の学習支援をします。帰国児童生徒についても、同様の配慮をします。

- イ 就学前の外国人市民の子どもたちの把握と就学準備の支援
幼稚園、保育園、託児所との連携を進めます。

* 取り出し授業

通常のクラスの時間に児童生徒を別の教室に取り出して授業することです。

* 入り込み授業

必要な児童生徒の横で、日本語で行われる授業のサポートをすることです。

③ 地域ぐるみの取組の促進

- ア 市国際交流協会、県教育委員会と連携した地域ぐるみの取組の促進
外国人児童生徒に関する課題解決のために、市国際交流協会及び
県教育委員会と連携して行います。

(6) 多文化共生を理解する教育

児童生徒を対象として、多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進していきます。

大府市国際交流員や市内在住の外国人市民を紹介し、児童生徒の国際理解教育の支援をしていきます。

① 国際理解教育の推進

- ア 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進
国際理解教育についても、多文化共生の視点からの見方を含めていきます。
- イ 外国人市民の総合学習での講師としての活用と国際理解教室の開催
在住の外国人市民を活用することにより、同じ文化を共有する外国人市民の文化に誇りをもってもらい、市民同士の交流を進めます。

② 多文化共生社会への意識啓発

- ア 多文化共生を主題とした催し物
外国人市民とともに生活し、学び、働くにあたって、コミュニケーションの方法を含めて、必要な心の準備を養うための意識啓発を目的とした教室を開催します。